

件名	愛媛県風俗案内業の規制に関する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	憲法第94条 地方自治法第2条、同第14条(昭和22年法律第67号)
<p>【制定の概要】</p> <p>1 目的（第1条） この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことができる地域等を制限し、及び少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことができる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。</p> <p>2 定義（第2条）</p> <p>(1) 風俗案内業 風俗案内を行うための施設を設け、風俗案内所を利用して風俗案内を行う事業</p> <p>(2) 風俗案内 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関して、客の求めに応じて店の情報を提供したり、契約の媒介をしたりする行為 ○ 接待風俗営業・・・ホストクラブ、キャバクラ等 ○ 性風俗特殊営業・・・ソープランド、ファッションヘルス等</p> <p>3 風俗案内業の適正を確保するための規制</p> <p>(1) 禁止地域について規定（第3条） 風俗案内を禁止する地域を規定</p> <p>(2) 欠格事由を規定（第4条） 違法な風俗営業等を助長する事業者又は少年の福祉を害する事業者を排除</p> <p>(3) 公安委員会への届出義務（第5条） 公安委員会への開始届出書等の事前提出義務</p> <p>(4) 名義貸しの禁止（第6条） 名義を偽った届出の下で営むことがないように、名義貸しを明示的に禁止</p> <p>(5) 風俗店の許可等の確認義務（第7条） 風俗案内に係る風俗店の許可証等の確認を義務化</p> <p>(6) 従業者名簿の備え付け義務（第9条） 従業員名簿を備え付けることで風俗案内業の実態を把握</p> <p>(7) 遵守事項（第11条） 風俗案内業者が風俗案内業を行う上での遵守事項を規定（パネルの掲示方法や営業時間等）</p> <p>4 少年の従事制限等の規制</p> <p>(1) 業務従事を禁止（第8条） 18歳未満の者を風俗案内業に係る業務に従事させることを禁止</p> <p>(2) 利用を禁止（第8条） 18歳未満の者に風俗案内所を利用させることを禁止</p> <p>(3) 生年月日の確認義務（第10条） 従業者に対する生年月日の確認を義務化</p> <p>5 その他の規制（第15条～第17条） 風俗案内所への立入調査や建物管理者等への協力依頼を規定</p> <p>6 行政処分・罰則（第12条～14条、第18条～第21条） 条例の実効性を担保するため、本条例に違反した場合の行政処分や罰則を規定</p>	
施行日	令和6年10月1日
<p>【その他参考事項】</p>	